

老人保健施設 FOMA・なごみのご案内
【重要事項説明書】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ・施設名 | 老人保健施設 FOMA・なごみ |
| ・開設年月日 | 平成 10 年 10 月 1 日 |
| ・所在地 | 埼玉県深谷市新戸 413-1 |
| ・電話番号 | 048-587-4753 |
| ・FAX 番号 | 048-587-1181 |
| ・管理者名 | 施設長 平林 久美 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (1154680021 号) |

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、要介護者で主として心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むための支援を必要とされる方に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下の下における介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅介護を支援する施設です。

(3) 施設の職員体制

当施設従業者の職種は次のとおりで、必置職については法令の定めるところを遵守しております。

- ・管理者
- ・医師 (管理者兼務)
- ・薬剤師 (非常勤)
- ・歯科衛生士 (非常勤)
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・支援相談員
- ・理学療法士 作業療法士
- ・管理栄養士
- ・介護支援専門員
- ・事務員

(4) 入所定員等

定員	100名	療養室	個室	10室 (4室)	2人室	5室 (1室)	4人室	20室
----	------	-----	----	-------------	-----	------------	-----	-----

()内は特別な室料がかかるお部屋です

(5) 通所リハビリ定員等

- ・定員 60名
- ・営業日 月・火・水・木・金・土（祝日、12/30～1/3 除く）
- ・時間 介護予防 10:00～15:59 要介護 9:00～16:05
- ・通常の事業実施地域 深谷市内と深谷市と隣接する熊谷市西部地区

2. サービス内容

- ◆ サービス計画の立案
- ◆ 相談援助サービス
- ◆ リハビリテーション
- ◆ 医学的管理・医師・看護・介護
- ◆ 栄養状態の管理
- ◆ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7:15～8:00
 - 昼食 12:00～13:00
 - 夕食 17:15～18:00
- ◆ 口腔衛生の管理
- ◆ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて全身清拭となる場合があります。）
- ◆ 出張理美容サービス（月1回ご利用可能です。）
- ◆ 退所時の支援
- ◆ 介護保険一部行政手続代行
- ◆ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金（実費）をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

・施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合

等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 佐々木病院
- ・住 所 深谷市西島町2-16-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 上武歯科
- ・住 所 深谷市中瀬1125

入所中の医療費は、診療内容が医療保険請求されるものについては、医療保険で定められている一部負担金を自己負担していただきます。

◇緊急時の連絡先： 緊急の場合には、「緊急時等連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。緊急連絡先は基本的に3名の連絡先を頂いております。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施については食事内容の管理が欠かせません。さらに施設内感染症対策として、食べ物をお持ちいただく際は、必ず各ステーションの看護師に許可を得て下さい。尚、持ちこんだ食品による事故等につきましては、施設では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。その他、利用中は施設からの注意、指示事項を守っていただきます。
- 面会について・・・・・・・・平日午前9時～午後7時、
土曜・日曜・祝日・12/30～1/3
午前9時～午後6時
その他、施設内で感染症の流行等見られた場合、
告知なしに、面会制限をさせていただきます。
- 消灯時間・・・・・・・・午後9時
- 外出・外泊・・・・・・・・所定の手続きをとって、施設管理者に提出、許可をとってください。
- 外出外泊時等の施設外での受診・・・入所中の利用者は、内容により介護保険と医療保険を併用する事に制限があります。受診を希望される場合は必ず事前に相談員にご相談下さい。
- 薬について・・・・・・・・入所前に使用していたお薬が変更になる事があります。内服の際は、法令に基づいて介護職員が服薬の介助をする場合があります。
- 居室の変更について・・・・・・・入所中、利用者の健康状態、又は、施設の管理上、居室等が変更される事があります。
- 一時的な退所について・・・・・・・体調不良で一時的に施設を退所され、次のご利用予定まで居室の確保を希望される場合（最長1週間）、再入所までの居住費がかかります。
- 所持品、備品等の持ち込み・・・ハサミ、爪切り等の危険物、日常必要物品以外の持込はご遠慮下さい。故意による備品の破損については補償していただきます。
- 金銭・貴重品の管理・・・高額な金銭・貴重品の持込は禁止します。持込んだ金銭は利用者管理となり、紛失等の責任は施設では負いかねます。また、施設でお預かりすることもできません。
<別紙4>利用時リスク説明書の内容に同意の上で当施設をご利用ください。
- リスク説明について・・・・・・・
- 利用のキャンセル・・・・・・・利用のキャンセル連絡は前日午後5時までにお願いします。午後5時以降のキャンセルは体調不良を除きキャンセル料が発生します。
- 飲酒、喫煙・・・・・・・・禁止します。
- 火気の取扱い・・・・・・・・禁止します。ライター等の持ち込みも禁止します。
- 設備、備品の利用・・・・・・・・必ず職員の指示に従って下さい。
- ペットの持ち込み・・・・・・・・禁止します。

- ・ 食べ物の持ち込み・・・・・・・ 禁止します。入所の場合は、条件付きで可能です。
- ・ 他利用者への迷惑行為・・・・・・・ 禁止します。内容如何で退所いただくことがあります。
- ・ 感染症対策へのご協力 ・・・ 感染症流行期には、管理上必要な指示に従って下さい。
通所・短期入所をご利用の際は、事前の健康チェックにご協力頂き、感染症の疑いがある場合はお休みして頂きます。感染症を広げないよう、お互いにご注意下さい。
- ・ その他・・・・・・・・・・・ 入所の場合は、状況に応じて面会制限等を行いますのでご協力お願いします。
管理上必要な指示に従って下さい。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 防火戸、スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、非常食・水の備蓄等
- ・ 防災訓練 年3回（うち2回は設備点検も同時に実施）

6. 禁止事項

施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、無作為な面会」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

施設のサービスに関するご要望・苦情を以下の方法で承ります。

- ① FOMA・なごみ ご要望・苦情 窓口
担当支援相談員あるいは受付窓口（総務課）までお申し出ください。
e-mail : f-nagomi@fukaya-osato.saitama.med.or.jp
 - ②御意見箱（玄関ホール脇の公衆電話の下に設置）
施設内に設置してある御意見箱にお気軽にご投書下さい。
- ①②で寄せられたご要望・苦情等は、施設運営会議（1回／月）で検討し対応致します。
また、施設以外に市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。
- 深谷市役所 長寿福祉課 介護保険係 電話 048-571-1211（代表）
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 048-824-2568（代表）

8. その他

施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。